


# 福祉タイムズ

2015

4

No.761

編集・発行  社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

## 特集

誰もが安心して生活できる  
地域づくりを目指して



### 今日も一日 のびのび楽しく

総合福祉センター弘済学園（秦野市）の日中活動支援。子どもたちはいつもと違う雰囲気戸惑いながらも、カメラに向かって少しずつ、指さしや視線のサインを送ってくれるようになりました。思い思いに過ごす外遊びの時間では、みんな元気いっぱい！  
【詳しくは12ページへ】

〈撮影・菊地信夫〉



# 住民の主体的な参加と 公私協働による 誰もが安心して生活できる 地域づくりの推進

## 平成27年度事業計画・予算



人口構造・世帯構成の変動や家庭機能の変容、地域社会の人間関係の希薄化などによる互助の弱まり、不安定な雇用形態などにより生じている貧困、ひきこもりや虐待など、社会的孤立や社会的排除を背景とした福祉課題・生活課題は複雑化・多様化し、一段と深刻さを増しています。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、福祉関連施策の大きな変革期を迎える本年度、誰もが安心して生活できる地域づくりに向けた本会の平成27年度事業計画・予算を紹介します。

### 地域福祉を取り巻く 社会情勢を見据えて

本年度は生活困窮者に対する新たな自立支援、地域包括ケアシステムの推進、地域における子ども・子育て支援の総合的な推進など、福祉関連施策の大きな変革期を迎えます。

この背景には、拡大する所得格差やワーキングプアの出現、相対的貧困率や子どもの貧困率の高まりなどがあり、貧困を取り巻く課題は、経済的な面だけでなく、社会的孤立をも深刻化させています。また、生産年齢人口の減少が進む中、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域生活を支える福祉や介護、医療分野の人材確保は依然として大きな課題です。

一方、高い公益性と非営利性を備えた社会福祉法人について、経営基盤の強化やさらなる地域貢献が求められるなど、福祉現場に対しても厳しい眼差しが向けられています。規制改革会議では、介護・保育分野の福祉サービス第三者評価受審率を数値目標化する方針が示されており、透明性ある運営や情報公開のあり方があらためて問われています。

そこで本会では、こうした社会情勢の変化や新たな福祉ニーズに因應する活動を進めるとともに、公私のさまざまな機関・団体との協働により住民同士の支え合い（互助）の仕組みを推進し、福祉サービスの質の向上を図りながら、誰もが安心して生活できる地域づくりに向けて着実に事業に取り組みます。

#### 〈社会福祉施策の主な動き〉

##### 平成27年度施行予定

- 生活困窮者自立支援法
- 改正生活保護法
- 医療介護総合確保推進法（一部）
  - ・都道府県において地域医療構想を策定し、医療機能の分化と連携を適切に推進
  - ・地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
  - ・低所得者への介護保険の一号保険料軽減を強化（一部）
  - ・一定以上の所得のある介護サービス利用者について自己負担を1割から2割へ引き上げ 等
- 子ども・子育て支援新制度
  - ・待機児童解消等の量的拡充や保育士の処遇改善等の質の改善
- 社会保障・税番号制度
  - ※介護報酬改定：改定率▲2.27%
  - ※障害福祉サービス等報酬改定：改定率±0%

##### 平成27年度を初年度とする福祉計画

- 第6期介護保険事業計画（地域包括ケア計画）
- 障害者計画・第4期障害福祉計画
- 神奈川子ども貧困対策推進計画（仮称）
- 都道府県推進計画  
（施設の小規模化および家庭的養護の推進関連）
- 神奈川県地域福祉支援計画

## PICK UP!

## 「社会福祉法人」改革に思う

社会福祉法人について「批判」と「期待」が混在する時代になりました。そこで永くこの問題に携わってきた者として、2つの問題提起をさせていただきたいと思います。

第一に『法人』とは「法に基づいて生み出された人」であって、自然人（いわゆる人間）と同じく、法における「主体」であるということです。当然、姿や顔・形が異なっています。だからこそ法律で敢えて生み出す訳であり、そうでなければ生み出す必要はないものなのです。これは社会福祉法に基づいて生み出された「社会福祉法人」に限られることではなく、株式会社でも学校法人でもNPO法人でも同じことです。

第二に姿や顔・形が異なる以上、歩く速さなどに違いが想定されます。想定されるというよりも、その違いの中に「いろいろな花がある」ということなのです。「社会福祉法人には社会福祉法人の個性が必要とされる」のです。『法人制度』は「みんな違って—こそ—みんな良い」ものなのです。一時期、イコールフティングという「ノッペラボーの平等論」が主張されましたが、このような平等論がどれだけ「人間の尊厳」を損なってきたことでしょうか。人間の生命というものに思いを至らせたいと思うのです。

私は「社会福祉法人の個性」を考え続けていきたいと思っています。その中心は「社会福祉事業の担い手」であるとともに、国や地方公共団体という「公け」が担い得ない「公共的なこと」を担うということなのだと思うのです。いや「社会福祉事業や公共的なことを担う」ため、社会に生み出されたものこそが「社会福祉法人」というものなのです。



神奈川県立保健福祉大学  
教授 河 幹夫  
(本会ライフサポート事業  
基金運営委員会委員長)

### ①地域の状況に応じた福祉コミュニティづくりの推進

日常生活圏域における地域福祉を進めるための方策や共通する課題などを把握し、先駆的な活動実践を県内へ広めるなど県域（広域）の役割を踏まえた福祉コミュニティづくりを推進していきます。

また、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりを目指し、各民児協と課題の共有化やその解決に向けた取り組みのための検討を行い実践につなげます。

■地域課題や制度動向に対応した市町村地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定と推進に向けた支援、市町村域や日常生活圏域における今日的な課題に対応した取り組みへの支援等を行いながら、地域福祉を推進するための具体的手法や共通課題を把握し、他地域への普及に取り組みます。

■平成26年度の「市町村社協強化プロジェクト」での検討を踏まえ、市町村社協の幹部職員育成や社協の特性を生かした総合相談体制機能の構築を推進します。

■民生委員児童委員活動の理解促進や活動環境等の整備に向けた取り組みを推進するとともに、活動を支えるための研修、情報提供等を充実させます。

### ②身近な地域における権利擁護相談体制づくりの推進

判断能力が十分でない高齢者や障害者等の権利を擁護することを目的に、市町村社協等と連携して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に向けた取り組みを進めるとともに、相談から問題解決に至る相談支援機関の連携強化とネットワーク形成を支援します。

■日常生活自立支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、市町村社協や関係機関等との連携・協働を進めます。

■成年後見制度の利用推進を図るとともに、市町村社協等による法人後見の支援など、身近な地域における成年後見制度の利用を支援する仕組みづくりを推進します。

■市民後見制度についての理解促進と普及に向け、市町村域における実践研修に対する支援や基礎研修の実施、市民後見人養成における課題整理を行います。

■身近な地域における権利擁護相談体制として「市町村権利擁護・成年後見推進センター（機能）」の構築に向けた協働実践を進めるほか、先行事例の普及、地域において解決が難しい生活課題について調査・検討等を行います。

### ③福祉サービスの質の向上に向けた法人・施設等への支援と人材確保・育成に向けた取り組み

誰もが安心して質の高い福祉サービスを受けられるよう、社会福祉法人や社会福祉施設等の会員で構成する部会・協議会活動を積極的に行い、緊急的な共通課題への取り組みを進めるとともに、福祉サービス第三者評価の受審を促進し、社会福祉法人・施設の安定的な経営・運営、情報公開の促進を目指します。

また、施設現場の状況や求職者層の動向を踏まえ、確保・育成・定着を意識した事業展開を図ります。

■各分野の課題解決に向けた事業、政策提言活動などに取り組むとともに、経営基盤の強化に向けた支援や地域福祉推進における社会福祉法人の役割の検討などを通じ、福祉サービスの価値を高め、福祉分野の法人における新たな価値の創造を目指します。

■福祉サービスの質の向上に向け、自己評価活動・福祉サービス第三者評価の受審を促進します。

■職住近接の傾向が強い求職・求人の特徴を踏まえた、求職者や求人のニーズに即した就職支援に取り組み、福祉人材確保に努めます。また、多様な世代を対象とした福祉・介護の仕事の理解促進に向け

た取り組みや、「かながわ保育士・保育所支援センター」を通じた潜在保育士等への求職支援、福祉職場における看護師確保に向けた取り組みを進めます。



ほか、やミセ少数をセッティングし、相談窓口を開き、気軽な雰囲気とする。



■福祉人材研修については、階層別研修の見直しに向けた調査を踏まえ、全社協が推奨する「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」に基づき再編・実施します。また、職場におけるキャリアパス策定の推進に向け、職場内研修担当者研修のプログラムの見直しとともに、スーパービジョンの実践事例をまとめた事例集を作成します。

### ④低所得世帯や障害者、高齢者世帯等の生活の再建や自立に向けた支援

生活福祉資金貸付事業等を通じて、低所得世帯等への生活の再建や経済的な自立に向けた支援を行います。

す。また、生活困窮者自立支援法等の動向や自立相談支援事業の実施状況を踏まえ、生活福祉資金の貸付相談との連携や支援のあり方について検討を進めます。

■市区町村社協、民生委員児童委員、関係機関等との連携・協働により、生活福祉資金・臨時特例つなぎ資金の適正な運用を図ります。

■生活困窮者自立支援制度や子どもの貧困対策等の動向を注視しつつ、生活福祉資金貸付制度の位置づけの確認、社協としての「生活支援活動の強化」に向けた取り組みを推進します。【関連記事10面】

### ⑤生活困窮者の総合相談、生活の再建や自立に向けた支援

社会福祉法人等を会員とする経営者部会との連携のもと、生活に困難を来している方々に対して総合的な生活相談支援を行うとともに、生活困窮者自立支援法の規定に基づく事業を行います。

また、各事業を通じて把握した相談支援における課題の解決に向けて、中間的就労(※)や住まいのことについて検討を進めます。

※直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ就労訓練事業

■社会福祉法人による要支援者に対する総合的な生活相談支援「かな

がわライフサポート事業」を実施します。また、事業の着実な推進に向け、

参加法人の拡大

に向けた取り組みや、コミュニケーションソーシャルワーカー養成研修・事例検討会・テーマ別研修の開催等を通じ支援体制の強化を図ります。

■中間的就労の取り組み事例を把握するとともに、資料集・ガイドラインの作成と普及を図ります。

■県内各都を対象とし、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関として総合相談を行い、アセスメントの実施、支援計画の作成、支援サービスの提供、住宅確保給付金の相談・受付及び面接等を行い、自立に向けた支援を実施します。

### ⑥県社協の経営・運営体制整備

社会情勢の変化や今後の地域福祉推進に向けた課題を踏まえ、本会の経営・運営体制の整備を進めます。

■組織、財源等のあり方の見直しを進めるとともに、自主財源確保に向けた取り組みを推進します。また、現行計画における成果や課題等を踏まえつつ、次期活動推進計画の策定を行います。

(企画調整・情報提供担当)





総合資金収支予算書 (収入総額)

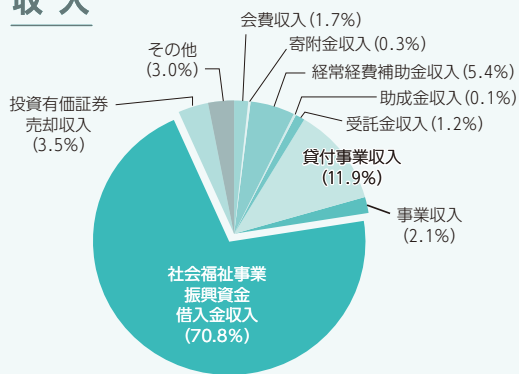
(単位：千円)

会計及び事業区分、拠点区分	当初予算額	前年度予算額	増減
総合計 (法人全体)	14,659,579	15,734,457	△1,074,878
1 一般会計	7,658,839	8,140,458	△481,619
(1) 社会福祉事業区分	7,324,648	7,633,290	△308,642
社会福祉事業拠点区分	7,324,648	7,633,290	△308,642
(2) 公益事業区分	303,265	484,374	△181,109
公益事業拠点区分	303,265	484,374	△181,109
(3) 収益事業区分	30,926	22,794	8,132
収益事業拠点区分	30,926	22,794	8,132
2 生活福祉資金会計	7,000,740	7,593,999	△593,259
生活福祉資金特別会計	6,582,291	7,128,830	△546,539
県単生活福祉資金特別会計	3,571	3,688	△117
生活福祉資金貸付事務費特別会計	257,996	277,422	△19,426
要保護世帯向け不動産担保型生活資金特別会計	125,002	125,002	0
臨時特例つなぎ資金特別会計	31,880	59,057	△27,177

※総合計および一般会計、社会福祉事業区分の計上額には内部取引(事業区分間およびサービス区分間繰入金収入)を含む

[参考] 社会福祉事業拠点区分の収入・支出内訳

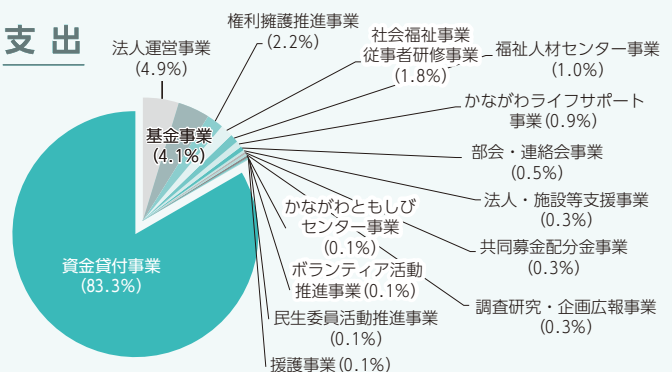
収入



科目名	予算額
会費収入	122,616
寄附金収入	21,147
経常経費補助金収入	394,218
助成金収入	5,268
受託金収入	90,771
貸付事業収入	870,068
事業収入	151,710
社会福祉事業振興資金借入金収入	5,187,209
投資有価証券売却収入	253,690
その他	227,951
収入合計	7,324,648

※平成27年度事業計画・財務諸表は、本会ホームページ (<http://www.knsyk.jp/>) に掲載しています。

支出



事業名	予算額
法人運営事業	358,434
調査研究・企画広報事業	20,553
部会・連絡会事業	37,090
法人・施設等支援事業	25,245
民生委員活動推進事業	1,920
共同募金配分金事業	22,707
社会福祉事業従事者研修事業	132,647
福祉人材センター事業	75,742
ボランティア活動推進事業	2,610
かながわともしびセンター事業	4,246
権利擁護推進事業	160,452
援護事業	828
資金貸付事業	6,057,807
基金事業	300,439
かながわライフサポート事業	62,484
支出合計	7,263,204

※収入総額との差額(61,444千円)は平成28年度への通次繰越分

権利擁護相談体制が変わります

平成27年度から、新たに「権利擁護推進部」として、権利擁護推進事業を進めていきます。ぜひ、ご活用ください。

- 県民の皆さまからの一般相談窓口は「成年後見制度相談」のみとなります。
- 地域相談支援機関からの権利擁護・成年後見相談や専門職派遣事業等は、これまで通り実施します。

【問合先】

権利擁護推進部 権利擁護推進担当/成年後見推進担当  
(旧：かながわ権利擁護相談センター「あしすと」)

☎045-312-4819 FAX045-322-3559

E-mail kenri@knsyk.jp

kouken@knsyk.jp

電話番号、  
メールアドレス  
が変わります

障害者権利条約批准から一年、  
支援の振り返りと新たな気づきを求めて  
―「第32回神奈川県障害福祉職員実践報告会」開催報告



満員の会場

熱弁をふるう  
佐々木さん

2月13日、県社会福祉会館において県内障害福祉施設職員による実践報告会が開催されました。（参加者約350人、県知的障害施設団体連合会、県民間知的障害施設協同会、県身体障害施設協会、県精神障害者地域生活支援団体連合会・本会の5団体が主催・共催）

冒頭、県知的障害施設団体連合会会長の高山健さんによる開会挨拶を経て、午前は「発達障害・自閉症の理解と支援」を演題に、児童精神科医の佐々木正美さんが基調講演を行いました。佐々木さんは、医師として国内外での研究をはじめ、福祉型障害児入所施設である国立障害

者リハビリテーションセンター自立支援局 秩父学園（埼玉県所沢市）での実践等を重ねて来られ、ご自身も自閉症のご家族があられます。

講演では発達障害の特性について、「自分の背中」や「こたつの中の足」など目に見えないものを認知しづらいこと、「幸福」や「空気を読む」といった抽象的な概念を想像しづらいことなど、具体的な事例を多数挙げながら説明。最後に「支援よりも、理解してほしい」という当事者自身の言葉を紹介し、「周りが協力すれば、自閉症の方は生き生きと輝く。どうかこの人たちの生活を大切に守ってほしい」と語りました。

午後は7つの分科会【表】に分かれ、各施設職員が利用者と試行錯誤しながら重ねてきた日頃の取り組みや支援課題を紹介し、意見交換を行いながら、充実した時間を過ごしました。

（社会福祉施設・団体担当）

【表】 第32回神奈川県障害福祉職員実践報告会分科会テーマ・演題

分科会テーマ	演 題
(第1分科会) 困難事例への支援	①「Kさんの困難事例への取り組み」 ②「触法問題を抱える利用者への入所支援と精神科病院との連携」 ③「原因不明の身体のおつぱりをはじめ複数の課題となる行動のあるAさんの、チェック式記録用紙を用いた状況把握～毎月の精神科受診に際して～」 ④「自閉傾向がある方への生活スキル向上のための支援」 ⑤「家族支援における危機介入アプローチ～1年の余命宣告をされた母と、通所する本人を取り巻く関係機関の連携の大切さ～」
(第2分科会) 相談支援のあり方	①「白根学園の計画相談の取り組み」 ②「川崎市の計画相談の取り組み」 ③「相談事例からの報告」 ④「視覚障害者施設と相談支援事業所のかかわりについて」 ⑤「遷延性意識障害のSさんの情報の収集と共有の方法」
(第3分科会) 地域の暮らしへの支援（地域定着等を含めて）	①「寄り添う支援を目指して～心理的な課題への支援～」 ②「知的障害者施設における社会生活力プログラムの実践～グループホームを希望している利用者に対するグループワークから～」 ③「大規模地震発生時の職員の動きと地域との関係」 ④「地域で安心して暮らすために～地域ニーズと相談支援事業での取り組みについて～」
(第4分科会) 発達障害児(者)の理解と支援	①「強度行動障害の状態にある方への支援（聴覚過敏Aさんへの1年7カ月の取り組み）」 ②「強度行動障害状態にある方への日中活動導入にあたっての取り組み」 ③「児童期の在宅生活を支える集中療育支援を考える」【関連記事12面】
(第5分科会) 高齢化に伴う支援	①「高齢知的障害者支援の現状（長期療養型病院等への移行支援）」 ②「大腿部頸部骨折の対応について」 ③「利用者のQOLの向上について～誤嚥性肺炎の防止から食べる喜びを感じるまで～」 ④「豊かな生活のために～摂食・嚥下の取り組みを通して～」 ⑤「～デスクカンファレンスの有用性～ターミナル期を穏やかに過ごすために～」
(第6分科会) 日中活動の支援	①「～楽しませること・楽しむこと～『生活を創る愉しみ』としての日中活動」 ②「筋ジストロフィーを有する青年の社会参加に向けた支援」 ③「活動支援班におけるリスクマネジメントの取り組み～日中活動支援を通じ事故防止に向けて～」 ④「おいしくて楽しい食事を目指して～給食委員会の取り組みについて～」 ⑤「入所施設における日中活動支援」
(第7分科会) 働くことの支援	①「重点支援領域に特化した日中活動再編へ向けた取り組み」 ②「手の動きを取り入れた作業の導入」 ③「ワークショップ・フレンドの就労支援」 ④「入所施設の利用により生活全般を建て直し、人に相談できるようになることで一般就労につながった支援事例」



分科会の発表に熱心にメモを取る皆さん

# 福祉のうごき

2015年2月25日～3月24日

Movement of Welfare

## ●養成施設卒業生の国家試験義務化へ

2月25日、厚労省の福祉人材確保専門委員会が取りまとめた報告書「2025年に向けた介護人材の確保」において、介護福祉士資格の取得方法の一元化に向けた方針が示された。過去2回の施行延長が行われた経過を踏まえつつ、養成施設ルートについては、平成34年度以降の卒業者に国家試験の合格を資格取得の要件とすること等を示した。

## ●同性婚に証明書（東京都渋谷区）

東京都渋谷区議会で、同性カップルに対する「パートナーシップ証明」の創設に向けた検討が進んでいる。アパート入居や病院での面会時に正式な家族と認められず問題となったことから、区では性的少数者の人権の尊重を図るため、条例案を提出していた。本会議で可決・成立すれば、4月1日から施行される予定。

## ●高齢者マンションに立ち入り検査（東京都）

入居者の身体拘束などの虐待行為が問題となった高齢者向け住宅（東京都北区）について、3月10日、東京都は老人福祉法に基づく有料老人ホームに該当すると認定し、立ち入り検査を実施した。これまで一般住宅と判断して強制的な立ち入り検査をできずにいたため、都では昨年11月から実態調査を進めていた。

## ●生命の危険がある子ども 全国に400人

川崎市の中学生殺害事件を受けて文科省が行った「児童生徒の安全に関する緊急確認調査」結果が、3月13日に公表された。小学校・中学校・高校と特別支援学校で、生命・身体に被害が生じる恐れのあると見込まれる児童・生徒数は全国に400人（本県は19人）、このうち、学校において7日間（授業日）以上連続して連絡が取れない子どもが232人（同6人）に上ることが分かった。

高齢者や身体の不自由な方の為の【緊急通報サービス】を当社では格安で提供しております。関心のある方や希望される方はお気軽にお問い合わせ下さい。

**京浜警備保障株式会社**

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内  
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人  
**神奈川県福祉研究会**  
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)  
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)  
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)  
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)  
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい

デザイン・印刷・ホームページ制作



**きかん印刷**  
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12  
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902  
制作部 TEL045(785)1768 FAX045(780)1588  
http://www.kki.co.jp/

## 団地コミュニティの再生を支える取り組み

低所得世帯をはじめ、被災者・高齢者・障害者・子育て・外国と

つながる世帯など住まいの確保に支援を必要とする方たち（住宅確保

要配慮者）の増加に伴い、本県では、平成22年に「神奈川県居住

支援協議会」が設置されています。

この協議会には、民間賃貸住宅

の円滑な入居や住まいの供給等について協議する「居住支援部会」と、団地入居後の居住支援のあり

方を検討する「団地再生部会」が



①②西柴団地（横浜市金沢区）の活動を報告する（N）さくら茶屋にししば理事長の岡本滋子さん  
③「目に見えないものの大切さは、人とかかわりの中でしか学ぶことができない」と、（N）地域家族しんちゃんハウス理事長の館合みち子さん（大和市）

### ◆神奈川県居住支援協議会

（事務局：（公社）かながわ住まいまちづくり協会）

☎ 045-664-6896 FAX 045-664-9359

URL <http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/>

あり、3月17日に、団地再生部会事例発表会が行われました。子育て支援を切り口に多世代交

流を進める2事例の発表では、活動する住民自身の楽しみを大切に

する視点や、年齢・経験にかかわらず謙虚に学び合う姿勢、子ども・若者に向けた取り組みニーズの高まりと採算性とのミスマッチの課題などが語られました。【写真】

また、団地再生部会では、支援拠点の確保や居住支援団体の運営手法に着目し、拠点候補地の発掘や資金調達の方法、事業収支の実態など、活動を継続している団体の事例を参考に運営上のヒントを整理し、まとめています。

（企画調整・情報提供担当）



# 私のおすすめ

## 親子で草花遊びをして 春を満喫しよう！

花が次々と咲いて春らんまん。美しく、気持ちのよい季節です。親子で散歩に出かけ、子どもの歩調に合わせてゆっくりと歩いてみれば、道ばたにさまざまな草花が生えていることに気づきます。

そこで今回は、親子で草花遊びを楽しんでみませんか。草花と触れ合うことで自然に親しむ心が育まれ、親子で春をよりいっそう感じられそうです。

## ❖ 知ることにより楽しくなる草花遊び

野に咲く草花は、道ばたのほかにも庭や空き地、土手などを見わたしてみると見つかります。横浜市こども植物園の国井和子さんに草花遊びについて伺うと、「まずは草花を観察し、名前や特徴を知ることが大切」とのこと。植物図鑑を一冊持っていれば、簡単に調べられて便利です。



足元を見ると、こんなかわいい草花がいっぱい！

そして、気に入った草花があったら1～2本摘み、家に飾ったり押し花にしたり。シロツメクサを編んで冠に、タンポポを腕や指に巻いて腕輪や指輪にするなど遊んだりすると、草花の香りや感触など新しい発見もできます。ペンペン草の実を下に引いて垂らし、耳元でくるくる回すとペンペンと音が聞こえる遊びにも子どもは目を輝かせるでしょう。

三味線のバチに似た形の実を一つひとつ下に垂らし、回すとペンペンと鳴る

茎を半分に縦に裂き、腕に巻いて結んだら、タンポポ腕輪のできあがり♪



この部分を下に垂らす

今月は⇒(N)ままとんきっずがお伝えします！

今年で子育て支援活動23年。お母さんたちが主体となって、親子が集うサロン運営、グループ保育、各種講座の開催、産後サポート、子育て支援センター運営などを展開。情報誌・単行本の発行物は40冊を超え、一部は海外でも翻訳出版。『子育てしながら輝いて生きる—0～6歳育児を楽しむママたちの声—』も大好評。2010年の内閣府「チャイルド・ユースサポート章」を受賞。

〈連絡先〉川崎市多摩区菅稲田堤3-5-43  
☎ 044-945-8662 FAX 044-944-3009  
URL <http://www.mamaton.jp.org/>

## ❖ どんな味がするのか、料理にも挑戦！

草花は食べられるものもあり、親子で料理に挑戦するのもおすすめです。タンポポ・ヨモギ・ハルジオン・カラスノエンドウ・ノビル・ドクダミは天ぷらにするとおいしく食べられます。ヨモギは茹でてからすり鉢ですり、白玉粉と一緒に練って丸めたものを茹でると草餅に。また、ポットに入れて熱湯を注ぐとヨモギ茶になります。

ここで注意が2つあります。公園では植物採取が禁止されているので気をつけましょう。それから、料理するときは草花をよく知っている人に種類を確認してから食べるほうが安心です。植物園や公園で開かれる自然観察会などでは、草花をもっと知ることができそうです。参加してみるのもよいですね。

横浜市こども植物園では、草花の天ぷらを作る「親子クッキング教室」が行われることも！



## インフォメーション

### ■横浜市こども植物園（横浜南区）

☎045-741-1015 FAX045-742-7604

★毎月第2土曜に幼児や小学生、保護者向けに「絵本の読み聞かせと自然遊び」を開催。

### ■県立津久井湖城山公園（相模原市緑区）

☎042-780-2420 FAX042-780-2422

★季節ごとに行われる自然体験イベントでは、雑木林の中で樹木・草花・昆虫・動物などを観察。



### 神奈川県聴覚障害者連盟 理事長 河原 雅浩



昭和32年に神奈川県ろうあ福祉協会として発足。県内における手話及び聴覚障害者に関する理解の普及と聴覚障害者の権利の保障の推進を目的とした活動を行っている。(会員数：約900人)

〈連絡先〉 藤沢市藤沢933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター2階  
☎ 0466-26-5467 FAX 0466-26-5454

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

### 神奈川県手話言語条例成立までとこれから

神奈川県手話言語条例(以下、「条例」)制定を目指す運動のきっかけは、神奈川県聴覚障害者連盟(以下「当連盟」)の上部団体である(一財)全日本ろうあ連盟による「手話言語法(仮称)」制定運動の中で、平成25年10月に鳥取県で鳥取県手話言語条例が成立したことです。

「手話言語法(仮称)」は、私たちろう者がいつでもどこでも手話でコミュニケーションでき、手話で情報を得ることができること、また聞こえる子どもが日本語を獲得し、学校で国語を学ぶのと同じように、聞こえない子どもが手話を獲得し、学校で手話を学び、手話でいろいろなことを学ぶことができるような環境を作ることを目的としています。鳥取県に続き、神奈川県でもこのような環境を実現させたいと思い、運動を始めたわけです。

条例制定を求める署名運動では、わずか3カ月の期間でしたが、仲間をはじめ、多くの方の協力により、5万4,655筆の署名が集まり、平成26年5月に陳情書と一緒に県議会へ提出することができました。

7月の厚生常任委員会で「継続審議」となった直後の

自民党県議員有志によるプロジェクトチームの立ち上げ、10月の厚生常任委員会での了承を受けての公明党、県政会を加えた「神奈川県手話言語条例検討会議」の設置、当連盟および関係団体を含めた意見交換会、パブリックコメント募集を経て条例案がまとめられ、12月25日の本会議に議員提案として上程されました。

当日は約110人が傍聴し、審議を見守りました。1時間以上にわたる討論の後、総員起立により条例が成立したとき、傍聴席は喜びに沸き、抱き合う人もいました。

条例は成立しましたが、これは出発点に過ぎません。本年度は手話推進計画の策定が行われ、これから神奈川県手話普及推進協議会による意見聴取が始まる予定です。この計画は、条例の基本理念を具体的な施策として実現させていく上でよりどころとなる重要なものです。私たち当事者の望む内容を計画に盛り込んでいくために、一層気を引き締めて運動に取り組んでいきます。最後に、これまでさまざまなかたちで支援、協力して下さった関係者の方々へ心からお礼申し上げます。

平成27年度  
社会福祉施設  
総合損害補償

# しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

## 事故・紛争円満解決のために!

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

### プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

#### 1 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	初期対応費用(期間中)	500万円	500万円
	事故初期見舞費用(1名につき)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)	死亡10万円 後遺障害0.3~10万円 入院時3万円 通院時1万円 (1事故で10万円限度)
	利用者傷害事故見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
--------------	---	---



スケールメリットを活かし、  
有利な補償と  
割安な保険料  
です。

### ◆27年度新設 施設の借用不動産賠償事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通損害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人  
**全国社会福祉協議会**  
(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
TEL:03(3593)6824

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

生活福祉資金貸付制度のしくみが一部変わります  
 ～「生活困窮者自立支援制度」との連携に向けて

4月から、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活困窮者の自立支援を強化するため、生活困窮者

自立支援法が施行されました。

生活福祉資金貸付制度は、新たな自立相談支援事業と密接な連携を図りながら効果的・効率的に機能することが期待されていることから、厚労省は制度内容の一部見直しを行いました。また、3月に連携マニュアルを作成し、地域における連携体制づくりを後押ししています。

一方で、生活福祉資金は「貸付制度」であることから、活用可能な給付・減免等の他制度を優先し、償還の見込みを勘案した上で、借受人には過度な負担にならないよう考え、貸付が有効な支援策の一つとなるよう、関係者間で共通理解を図っていくことも必要です。

金銭的な支援に留まらず、住民の生活課題の把握と解決に向けた手段として、本会では、両制度の連携に向けた検討を進めていきます。

(生活支援担当)

## 生活福祉資金貸付制度の見直し概要

### ①「生活困窮者自立支援制度」の利用の要件化

総合支援資金と緊急小口資金等(臨時特例つなぎ資金を含む)の貸付にあたっては、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とする。併せて家計相談支援事業の利用が望ましい。

※両制度における連携体制の構築が必要  
 ※すでに就職が決定している者や病気等により一時的に生活費が不足する場合などについては、この限りでない。

### ②緊急小口資金の柔軟な運用の促進

緊急的に支援が必要な場合に、当面の生活費、公共料金(電気・ガス・水道・電話などの必要最低限のライフライン)の滞納により日常生活に支障が生じるとき等について貸付の対象となるよう明確化を図る。

※厚労省「生活困窮者自立支援制度全国担当者会議(平成27年1月26日)」資料より本会作成

### ③総合支援資金の見直し

借受人に過度な負担とならないよう、貸付期間の見直しを行うとともに、償還期限の短縮を図る。

【貸付期間】 原則3カ月とし、最大12カ月(延長は3カ月ごと3回)までとする。  
 (見直し前は、12カ月以内)

【償還期限】 10年以内  
 (見直し前は、20年以内)

(参考)生活福祉資金の貸付条件等(一部抜粋)

(平成27年4月1日現在)

資金の種類		貸付限度額	償還期限	貸付利率	連帯保証人
総合支援資金	生活支援費	2人以上:月20万円以内 単身:月15万円以内 ※貸付期間は12カ月以内	10年以内	連帯保証人あり: 無利子 連帯保証人なし: 年1.5%	原則必要
	住宅入居費	40万円以内			
	一時生活再建費	60万円以内			
福祉資金	福祉費(抜粋)				原則必要
	・技能習得費、期間中の生活維持費	技能習得期間に応じて、目安額(130万～580万円)を設定	8年	連帯保証人あり: 無利子 連帯保証人なし: 年1.5%	
	・住宅の増改築・補修経費	250万円	7年		
	・福祉用具等の購入費	170万円	8年		
	・負傷・疾病の療養費、その期間中の生活維持費等	原則170万円	5年		
・住居の移転等	50万円	3年			
緊急小口資金	10万円以内	12カ月以内	無利子	不要	
教育支援費	教育支援資金	高校:月3.5万円以内 高専・短大:月6万円以内 大学:月6.5万円以内	20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	50万円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内	据置期間(契約終了後3カ月以内)終了時	年3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・土地・建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内			不要

※貸付条件の詳細については、お住まいの市区町村社協にお問い合わせください





## 重なりをもって「育ち」をつなげる

総合福祉センター弘済学園 (秦野市)

総合福祉センター弘済学園は、知的障害や発達障害のある子どもの幼児期から児童期における療育を通じて、成人期の自立に向けた支援を行っています。

利用者の知的障害の程度は重度・最重度が約85%、自閉症やてんかん、強度行動障害を合併している児童が半数を占めます。生活環境への適応が難しく、不登校状態や入園につながる子どもが多いことも特徴のひとつです。

そこで同園では、入所機能を生かした24時間対応を軸に、在宅生活を支えるショートステイや放課



①日課クラス「基礎1」メンバーは、在園3年未満、7～15歳の8人の子どもたち。見通しを持って安心して生活できるように、毎日同じプログラムに取り組んでいます



②パズルやビーズ、積み木などを使った教材学習は「静」の時間。集中力を養います

③④音楽の時間。メロディに合わせて、しゃぼん玉を「ふう」



⑤「頑張ったね」「上手にできたね」担当の島田裕乃さん(⑥)の声掛けに、笑顔を見せる子どもたち



在宅生活を支えるさまざまなサービスが広がりをみせる一方、重度の発達障害の子どもの場合、学校や家庭、福祉サービス事業所を利用する際の環境の変化によって、かえって自傷や他害行為が強

まることもありま。専門的なアプローチを受けないまま学齢期を過ぎてきた子どもも多く、安定した生活環境の中でそれぞれの障害特性を把握し、課題行動の背景となる要因を整理し、家庭や学校等に求められる対応を検討・共有していく「集中療育支援」(有期限・有目的の施設入所支援)へのニーズが高まっています。人とかかわり合いながら生きていく力をつけていくために、今の育ちはどうあればいいか。その育ちを次のライフステージにつないでいくために大切なことは何か。子どもたちの育つ力に注目し、重なりをもって「育ち」を支える取り組みが見えました。

(企画調整・情報提供担当)

### ◆ (公財) 鉄道弘済会 総合福祉センター弘済学園

秦野市北矢名1195-3  
☎0463-77-3222 FAX0463-77-3225  
URL <http://www.kousaikai.or.jp/school/>

## 医療・福祉界の健全発展に資することが私たちの使命です。

医療・福祉業界の皆様が抱える様々な問題の解決に向けて、経営コンサルティング・税務会計・会計監査などの専門サービスを総合的に提供できる体制を整備しております。

- ◆ 福祉経営・医業経営コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関への人事コンサルティング
- ◆ 福祉施設・医療機関に特化した税務会計・代行
- ◆ 福祉施設の第三者評価事業 など

福祉施設の皆様が地域のニーズに応え、時代や政策に適切に対応できるようご支援します。お気軽にご相談下さい。



川原経営グループ

(株)川原経営総合センター／税理士法人川原経営



東京都中央区銀座8-11-11TK銀座8丁目ビル  
TEL (03) 3572-3051 E-mail : [info@kawahara-group.co.jp](mailto:info@kawahara-group.co.jp)  
URL : <http://www.kawahara-group.co.jp/>

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています